

会 議 録

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第3回青少年問題協議会定例会議
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開 催 日 時		令和6年3月22日（金）午後5時30分～7時00分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎5階 507～510会議室
議 題		1 開 会 2 議 事 （1）豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度）令和4年度実施状況報告書 （2）「豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査」について （3）令和6年度の豊島区子ども・若者総合計画の改定スケジュールについて 3 閉 会
公開の 可否	会 議	■公開 □非公開 □一部非公開 傍聴人数 0人
	会 議 録	■公開 □非公開 □一部非公開
出席者	委 員	加藤 悦雄 市川 享子 半田 勝久 井戸 喜久男 豊島 佳代子 齊藤 妙子 白熊 千鶴子 戸井田 周一 松田 文子 比金 敏彦 中野 航綺 井上 幸一 根岸 光洋 川瀬 さなえ 清水 みちこ 天貝 勝己 金子 智雄
	常任幹事	保健福祉部長 子ども家庭部長 児童相談所長 教育部長 企画課長 生活産業課長 学習・スポーツ課長 福祉総務課長 障害福祉課長 障害福祉 サービス担当課長 自立促進担当課長 健康推進課長 子育て支援課長 児童 相談課長 子ども家庭センター所長 庶務課長 放課後対策課長 指導課長 教育センター所長 巣鴨警察署生活安全課長 目白警察署生活安全課長 巣鴨 少年センター主査

	事務局	子ども若者課長、子ども若者課
提出された 資料等		資料1 豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度）令和4年度実施状況【報告書（案）】 資料2 豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査結果報告書（案） 資料3 【R6.3】豊島区子ども・若者総合計画の改定スケジュール（案） 資料4 令和5年度「としま子ども会議」実施状況 資料5 【子ども家庭支援センター】子ども家庭センターについて 資料6 【子ども家庭支援センター】児童発達支援センターについて 参考資料1 令和6年度 子ども家庭部 主な新規拡充事業

審 議 経 過

【開会】

事務局より資料確認

【議事（1）】

事務局：（事務局より資料1の説明）

会長：5年間の計画のうち令和4年度実施状況についてチェックしたものです。ページ数が多数ありますが、各主管課の自己評価に対し、専門委員会でチェックしコメントが示されています。報告書案に対する質問、各事業に対する意見でも構いませんが、何かございますか。

専門委員会で各施策について点検しました。自己評価に関してABCDで示されていますが、結果として十分にできなかった、思った以上に施策が進展できなかったものが多少散見されたので、そのような施策を中心に検討しました。A評価でも、今後推進して欲しいものに関しても更なる推進を求める意見を専門委員会でまとめています。

1ページ目は私が記載したのですが、この後、子ども若者の実態調査報告でも、子どもたちの自由意見を読むと、このコメントでも甘口すぎるかなと感じます。

豊島区は平成18年に子どもの権利に関する条例を制定し、どんな子どもも産まれながらに持っている権利で主な内容として、安心して生きること、個性が尊重されること、自分で決めること、思いを伝えること、かけがえのない時を過ごせること、社会の中で育つこと、支援が必要な時は支援を求められること、などが子どもの権利として条例に示されています。このような子どもの権利を保障するために、大人は子どもの権利に関心をもち、子どもの主体性を尊重しながら、子どもが自分らしく安心して暮らせる環境を作ることと規定して約束しています。さらに、一人一人の子どもが実生活や地域の中で自分の意見を表明して区の政策に反映することを通して社会に参画できるようにすることを規定しています。豊島区は国に先駆けて子どもの施策づくりを進め

ていますが、国も子ども基本法を令和4年に制定しました。それらの内容が子ども若者総合計画に取り込まれています。この計画の基本理念として全ての子ども若者の権利が保障され、豊かな文化の中で自分らしく成長できているかどうかということが一番大きな判断の基準になっています。豊島区では様々な施策を行っていますが、この後の審議事項の実態調査と比較して考えていくのが良いかもしれません。最後に、様々な子どもが生活するあらゆる場面において、子どもが感じていることや意見を受け止め、子どもの実生活や政策に反映させるために、子どもの権利学習や教職員に対する研修を充実させていく必要があると書いておきました。この報告書案の内容に基づいて、子ども若者施策を推進していくためのものになっています。

議題2の調査結果は、今後策定する計画に反映させるためのもので、現時点の計画に反映されるものではありませんが、今、求められている課題や実態が示されているので、2つめの議事に移り、1つめの計画内容に対してもご意見をいただければと思います。

【議事（2）】

事務局：（地域総合計画研究所より資料2の説明）

会長：本当に様々な事について実態調査をしています。子どもの権利の認知度、子どもの自己肯定感につながる子どもの意見がきちんと言えているかどうか。放課後の子どもの過ごし方やレジリエンスの状況の説明がありました。困ったときは子どもたちがどういう場所に相談しているか。中には相談せずに我慢している子ども達もいることも見えてきました。地域の遊び場に対する要望や、区の施設の利用状況やそれに対する意見。また、支援側の連携状況に関して、地域団体と行政の様々な機関が連携していくとさらに良いのではないかという結果が見えてきました。ここまでご意見、ご質問はございますか。

委員：事実確認です。12ページのレジリエンスの表で、黒枠で囲まれています。ここは、成績が下のほうではなく、成績が上のほうが正しいのではないのでしょうか。

事務局：おっしゃる通りです。この黒枠は、成績が上のほうが正しいですね。修正します。

委員：その上で、改めてレジリエンスの特徴を分析すると、社会経済的に不利な状況に置かれているにも関わらず望ましい状況が達成されている子どもについて、なぜそれが可能なのかその原因を分析しているということでしょうか。

事務局：因果関係はどちらが先か分かりませんが、関連があると分析することができました。

会長：レジリエンスとは、厳しい環境に置かれているにもかかわらず、学力が高いとか幸福度が高い場合に、なぜ、そうなのかが分析しているわけです。その結果が、13ページに書かれていますが、自分の意見や気持ちを聞いてくれる人や先生がいることがとても大事だとか、幸福感については、

ホッとできる居場所を持っていることがとても大事だということが見えてきたということですね。1点だけ補足しますと、38ページを見ると豊島区の子どもたちは、生活困難層がちょっと多い。全国の貧困層の割合は12%ですので、もしかすると豊島区の子どもたちは家庭による格差が大きいのかなと思います。先ほどはレジリエンスの話でしたが、やはり、生活困難層に置かれることによって、様々な不利な状況に置かれるわけです。例えば、45ページ、経済的に困難に置かれている子は博物館とか美術館に行く機会が少ないことが分かります。キャンプや、遊園地やテーマパークに行く機会も少ないです。47ページでは、学習塾や習い事をする機会が少ない。50ページを見ると、お金が足りなくて食料が買えないことが多くなっていることがわかります。生活困難層の子どもたちの状況にどう対応するかは大きな課題だと思っています。

事務局：補足しますと、会長が豊島区の困難層の割合が19.9%で高いとおっしゃった点ですが、国の相対的貧困率は13%あたりですがこれとは定義が違います。この分析で利用している値は、前回の調査でも東京都のものを引用していて、その定義ではより物質的貧困、つまり、お金が不足しているだけでなく、物質や体験が不足している等で判断しており、周辺層も含まれることで割合が高くなっていますので、豊島区が他の地域より貧困層の割合が高いというわけではありません。しかしながら中には厳しい状況の子どももいるという結果になっています。

会長：承知しました。では、ご質問やご意見はいかがでしょうか。

委員：94ページからの居場所についてですが、様々な居場所が選択肢として挙がっています。子どもは何時も同じ場所に居るわけではありませんが、そういうのはどう分析していますか。子どもの行動パターンをどのように捉えて調査されたのか伺いたいです。

事務局：一人の子どもがどのような場所にいるのかを定量的な調査で把握するのは難しく、全体的にどのような場所が多く使われているのかを分析し調査しています。

会長：これは子ども本人に聞いた調査で、1人の子どもが週に平均してどのような場所に居るのかということをお答えもらい、それを集計しているということですね。

事務局：区の施設よりどこに子どもが平均しているかということが把握できるであろうと思います。

委員：調査結果については了解しました。そのうえでこの結果をみて、家庭が多いのは分かりますが、スキップとかジャンプとかの利用率が予想外に少ないなと思いました。4年度の実施状況報告の中ではジャンプがBとなっていますが、評価の中で取り組み内容のところに、中高生の居場所としてニーズの高まりに対して検討を開始しましたと書いてあるので、区での検討の内容を知りたいです。

会長：事務局より検討状況を説明していただけますでしょうか。

子ども若者課長：ジャンプについては、現在、2か所しかないのですが、それを、待ちの姿勢ではなく、出張ジャンプのように出かけていくことや、午前中の利用率が低いので、学校にいけないお子さんの居場所といったような、さらにジャンプの利用を促進するという内容になっています。

委員：主に23ページを含めて、この報告書は豊富なデータで読み応えがあると思っています。豊島区の現状について感じたことは、子どもたちのウェルビーイングを高めることはそれなりに実現できていると受け止められますが、一方、権利の行使（意見表明等）の部分は、発展途上、大きな課題であると思います。例えば、23ページ2-2-(1)で、あなたの意見が言えるようになっていますかという間で、7割は意見が言えるようになっていますが、3割は言えてない。同じように、地域でも3割は言えていないという数字になっています。関連して、年齢が上がっていくにつれ言語能力が高まっている高校生が下の年齢層より落ちていることが顕著にみられます。いわゆる子どものウェルビーイングは、焦点化されているがユースと呼ばれる世代に対し充足していないという問題意識は持つべきかと思います。高校生段階だと区だけで解決するのは難しくなっている中で、区の施策として何を重点的にやるかというのがあるかと思います。もう一つ、権利の行使は、施設を造って実現できるかというハード的なものでは変化が見えづらいかもしれないし、逆に、変化はゆるやかに起こってくるのかもしれないので、あまりこの数字の変化に神経質になるのも良く無いので、中長期的な変化を見ていくべきかもしれません。

会長：高校生や青少年に対することが抜け落ちる可能性があるので、子どもの権利を行使していく上での政策の在り方のご意見でした。 それでは、3つめの議題に進めてきます。事務局より説明をお願いします。

【議事（3）】

事務局： （事務局より資料3の説明）

会長：来年度のスケジュールについてご質問等ありますでしょうか。

委員：意識調査は、公開されるのはいつ頃でしょうか。

事務局：本日も様々なご意見をいただきましたが、4月の早い段階で公開できるように準備をしたいと思います。

会長：普段の活動やこれまでの議論を踏まえて、お1人ずつご意見ををお願いします。

委員：私はスポーツのほうで主に地域のお子さんに関わっています。その中で障害のある方と関わり、研修を行っています。ただ、豊島区ではそういう方々に直接アプローチをするのがとても難しい

と感じています。

委員：千早小学校の校長をしています。子どもの権利に関する条約のところ、今年度はあまり扱いませんでしたが、来年度は指導計画に入れて積極的に進めていきたいと考えています。子どもからの提案で、子どもだけが勉強するだけでなく、子どもが大人にもそれを伝えていくということを考えています。来年度だけで終わるのではなく継続的に進め、本校の特色にしようと考えています。

委員代理：子どもが犯罪に巻き込まれない活動をしていきたいと思っています。コミュニケーションツールが発達して、闇バイトや薬物、特に大麻関係が顕著になっています。そういう被害に巻き込まれないように、各学校と連携して啓発活動をしていきたい。

委員代理：これから小学生が春休みになることで、気分が晴れやかになって夜間の外出等で被害が増える時期となります。警察としては、地域の各町会と連携しながら夜間のパトロールなどを進めていきたい。子どもたちが犯罪に手を染めないような活動を進めていきたい。

幹事：巣鴨少年センターは少年の健全育成に特化した活動をしています。調査の結果でも団体や職場の相談相手として警察が結構なパーセンテージがありましたが、私たちもそのように区の施設へ出向いての相談活動をしています。犯罪だけでなく、今は、過剰な推し活というのがあります。犯罪でもなんでもないので、資金を稼ぐために援助交際で稼ぐことをしてしまう。こういう子たちは犯罪の被害者で、警察では健全育成という仕事もしています。

委員：十数年前、区民ひろばの立ち上げを行いました。ジャンプは、東西で一つずつでしたが、それが増えないのかなと思っていましたが、増えていない。箱もの行政が良いとは言いませんが、なんとか増やさないと、中学生は仲間意識が強く知り合いがいるところしか行かないので、選べる場所を何とかして欲しいと思います。また、重点事業の実施状況の 64 ページで、子育てファミリー世帯への家賃助成事業についてですが、一定の要件を満たす子育てファミリーに補助を出すがありますが、要件がかなり厳しいです。建物を貸す側としては、そこまで高い要件は必要が無いと思うのですが、そのあたりを検討していただければと思います。

委員：毎朝、小学校の子どもの見守り・挨拶活動をしています。登校の早い子、遅刻ギリギリの子はいつも同じなのです。子どもも家で何かあったのか、その日その日で顔色が本当に違います。このアンケート調査を見ると、普段思っている事が点と点がつながって納得できる部分がありました。活動を続けながら、この場でさらに理解を深めたいと思います。

委員：部活動の地域移行が全国的に進められています。学校の先生も顧問として部活動が大変なので、地域に移行していきたい。自由記述の中にあるが、スポーツできるところがあまりないという声がありますが、こういうところへの対策が必要だと思います。スキップでも、スポーツを教えてくれる方が少ないということで、放課後子ども教室をやりながらスポーツジュニアクラブを立ち上

げました。保護者も一緒にやっていただき親子関係、地域のつながりを作っていく活動もこれからもやっていきたい。この調査で、自由記述がものすごく沢山あって、我々も反省するべきところがありますが、情報が提供されていない部分もあるのかなと思います。この自由記述がどのように活かされるのか、計画に反映してもらいたい。

委員：日頃、子ども食堂の運営や食料支援に携わっています。そこに来るひとり親の方や多子家庭の方と触れる機会が多いのですが、コロナの前と後で、お母さんのメンタルや子どもの環境が大きく変わっているという感じがあります。豊島区ではしっかりとサポートしていただいていると感じていますが、物質的なサポートだけでなく、心のサポート（特にお母さん）が重要だと思います。そのあたりが一つの課題だと思います。子どもの権利の点では、子ども会議ではかなり活発に子どもが意見を言うのですね。それは、すごく喜ばしく感じています。一方、そうではないお子さんもいるので、権利という意味ではそのような子もしっかりサポートしなければいけないと感じています。

委員：日頃活動する中で、区として施策が届きにくい義務教育以降の子どもや若者への様々な支援が必要だと思っています。コロナは収束しつつありますが、中高生の3年間がすべてコロナだったお子さんがいて、修学旅行に行けなかった、いろんな体験ができなかった、そういった子たちの喪失感への対応が必要だと思っています。

委員：子ども若者総合計画の報告書 60 ページのところで、地域の力の活用のところで、青少年育成委員会支援事業がCと言う評価になっているのが、どうしてかを伺いたい。

事務局：これは4年度の実績報告でして、この時期、コロナの影響で様々な事業が中止になりました。その意味で、C評価になりました。あくまでも令和4年度に特化した評価です。

委員：豊島区が子どもの権利の実現を先駆けして、子ども若者の方々の細かい資料を提出していただいていると思っています。青少年の問題協議会に参加させていただいた事で、子ども達の実態を少しずつ把握できている気がします。保護司会では、罪を犯した人たちを更生するお手伝いをさせていただいていますが、豊島区は大丈夫ですね。こんなに、小さいときから子どもたちや若者が守られている区に住むことができ素晴らしいと思います。

委員：他の委員からご指摘のあった、C 評価をいただいた青少年育成委員会です。コロナ禍で子どもたちを集められなかったし社会参加もできなかったのが致し方ないかなと思っています。ただ、地域の育成員が見守る「愛のパトロール」という事業をやってきました。今は、外国人を地域で見守るという課題がありますが、なかなか区の情報が共有できていないので、育成委員会にも情報を共有していただけるとありがたいです。もう一つ、お母さんは耳が聞こえない方で、息子さんがひきこもりである家庭があって、悩んでいます。引きこもりの方は訪問を拒否されていたのですが、この間 LINE で2週間ごはんを食べていない、歯医者に20年以上行っていない、コンビニ

二にもいかないなどと情報がありました。危惧しているので、早速行動をしたいと考えていますがご協力よろしくお願いします。

会長：そのような問題も連携の大切さがあると思います。

委員：専門委員会として、議論を踏まえながら計画についての見直し、コメントをさせていただいてきました。今回は、重点事業を中心に見直しをしてきましたが、やはりPDCAを回していくことがとても重要だと感じています。特に評価のC・Dといったところがなぜできなかったのか、できているとよりこころも発展させるためにはどうするか、ここで活動している現場の皆様の声を踏まえながら、区民の皆さんの実態意識調査を元に新たに政策に反映させていく必要を改めて感じます。その中でも、理念が掲げられてはいますが、子どもの権利の普及啓発がなかなか進んでいない実情があるのは分かっています。その中で、先ほど、学校が強く意識して進めていただけたという意見も伺うことができました。皆さんの力をフル活用しつつ、青少年問題協議会委員、専門委員が力を合わせながら、職員研修や市民研修を行いながら、進んでいきたいと思っています。こうして定期的に議論を進めながら、次の計画に活かしていくよう努力していきたいです。

会長：先ほどからいただいた繋がりづらさと、なかなか増えない居場所の問題、子育てファミリー世帯への要件の厳しさについて説明いただけますでしょうか。

事務局：様々な施策があり、連携の大切さ、情報の共有が大切だと思います。地域で活動されている地域団体の皆さまに情報を提供し、行政が届かない細かな部分を地域の人々と一緒に連携を進めていきたいと思っています。2点目、ジャンプの話かと思っています。東西、2か所しかないということで、この問題は、議会からも上がっていますが、中長期的な課題にはなりますが、ハード面での居場所の提供を検討していきたいと思っています、また、中高生は、ネットや様々な精神的な居場所もあるようなので、ソフト面においても中高生が本当に必要な居場所を計画の中に取り入れようと思います。

自立促進課長：ファミリー助成については住宅課と連携をしており、状況に合わせて助成の見直しを図っていききたいと思います。

会長：最後に、報告事項3点を事務局から説明をお願いします。

【報告事項】

事務局：（事務局より資料4・5・6の説明）

会長：ご意見・ご質問ありますでしょうか。（質問・意見なし）
議事は以上です。